

# 堀江連合振興町会会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は堀江連合振興町会と称する。

第2条 本会の事務所を大阪市西区南堀江1丁目13番23号堀江会館内に置く。

## 第2章 目 的

第3条 本会は堀江地域内在住者並びに地域社会の福祉増進を計るとともにその繁栄及び各種団体との連絡協調を以って目的とする。

## 第3章 事 業

第4条 前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- (1) 町会並びに各種団体の運営、指導育成及び連絡協調。
- (2) 町会並びに各種団体の行う事業の総合的立案、企画。
- (3) 地域内の繁栄、親睦並びに民生安定に関する事業。

## 第4章 組 織

第5条 本会は地域内振興町会及び各種団体を以って組織する。

第6条 本会の運営を円滑にするため下記の部を設ける。

- (1) 総務部
- (2) 社会福祉部
- (3) 事業部
- (4) 会計部
- (5) 広報部

第7条 各部の任務は下記の通りとする。

- (1) 総務部 会議の招集事務・一般庶務

- (2) 社会福祉部 地域社会の福祉の増進
- (3) 事業部 事業計画・事業推進・既成事項の整理
- (4) 会計部 一般会計並びに会費の徴収
- (5) 広報部 議事録作成・文書保管・各部の相互連絡のための広報活動

## 第5章 役員

第8条 本会は下記の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長5名以内（会計を含む）
- (3) 会計監事2名
- (4) 部長各部1名
- (5) 常任理事若干名
- (6) 理事若干名
- (7) 理事会の決議により本会に功績のあるもの又は学識経験者を、顧問、相談役とする事を得る。

第9条 役員の仕事は下記の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長差支えある時はその仕事を代行する。また、会計は本会の会計を担当する。とともに必要の際会長の請求により試算表を作成し、会計監事に提出する。
- (3) 会計監事は本会の会計その他を監査する。
- (4) 部長は各担当部門の運営に当たる。
- (5) 常任理事及び理事は本会事業の立案企画に参加する。

## 第6章 役員選出

第10条 本会の役員選出は下記の通りとする。

- (1) 各振興町会は予め定められたる日時までに振興町会長を含む役員を選任し役員名簿を連合振興町会長に提出する。
- (2) 連合振興町会長は振興町会長の推薦による。

但し振興町会長の同意を得て振興町会長以外からも選出することができる。

(3) 副会長は会長が振興町会長の同意を得てこれを選任する。

(4) 会計監事は常任理事及び理事の互選によりこれを定める。

但し、常任理事及び理事の同意を得て、常任理事及び理事以外からも選出することができる。

(5) 第6条に定める部長は副会長の内より会長これを指名する、その他の部長は拡大理事会の同意を得て会長これを選任する。

(6) 常任理事は会長・副会長・各振興町会長・社会福祉部長・環境衛生部長・災害救助防火部長・女性部長・会計監事・顧問及び相談役とする。

(7) 理事は各種団体長とする

各種団体長は拡大理事会の承認を得て会長これを選任する。

## 第7章 任 期

第11条 役員の任期は2ヶ年とする、但し再選は妨げない。欠員による後任者の任期は前任者の残任期限とする。

## 第8章 会 議

第12条 本会の会議は常任理事会並びに常任理事及び理事を含めたる拡大理事会とし、必要に応じその都度会長はこれを招集しその議長となる。

第13条 会長は予算及び決算に関し常任理事会の承認を得るものとする。

第14条 各理事会は常任理事及び理事の過半数の出席により成立し、その決議は出席者の多数決による。

但し可否同数の場合は議長の決するところとする。

## 第9章 会 計

第15条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

本会の経費は下記の収入を以って当てる。

- (1) 町会の分担金
- (2) 寄付金、その他の収入

既納の分担金等は一切返還しないこと。

#### 第10章 付 則

- (1) 本会則になき事項は常任理事会の審議を経て行う。
- (2) 本会則の変更又は本会を解散せんとする時は拡大理事会を開く。

会則の変更においては、拡大理事会出席者の四分の三以上の同意を要し、解散においては、拡大理事会構成員全員の四分の三以上の同意を要する。

- (3) 本会の慶弔に関しては下記の通り定める。

イ 本会の役員及び会員または会員の同居家族の死亡の場合は 5,000 円の弔慰金を呈する。

ロ その他の慶弔に関しては、常任理事会の決議によりその都度定める。

本会則は昭和 61 年 5 月 25 日改訂し即日実施する

本会則は平成 20 年 5 月 22 日改訂し即日実施する

本会則は平成 24 年 4 月 19 日改訂し即日実施する